

ホームページ保守サービス約款

第1条（約款の適用）

バニアンラボ株式会社（以下、「弊社」といいます。）は、このホームページ保守業務委託契約約款（以下「この約款」といいます。）により、ホームページ保守サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

1. 弊社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2. この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、弊社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
3. 弊社からの申出により提供条件の変更を行うときは、弊社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

第3条（約款の掲示）

弊社はこの約款（変更があった場合は変更後の約款）を弊社の指定するホームページに掲示します。

第4条（利用契約の締結）

1. 申込者は、弊社に対し、弊社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対し、弊社が承諾したときに、利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 申込者に関して、次の各号に該当すると弊社が判断した場合には、弊社は、申込みを拒絶することがあります。弊社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 弊社が制作したホームページ以外の保守に該当する場合
 - (2) 以前に弊社との契約に違反したことがある等、弊社との契約に違反するおそれがある場合
 - (3) 届出情報の内容に虚偽がある場合
 - (4) 指定国のいずれにも在住していない場合
 - (5) 申込者が差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があ

- った場合、若しくは清算に入った場合、又は日本以外の国においてこれらに類似の状態にあると当社が判断した場合
- (6) 申込者が手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (7) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は民法第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みにつき法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合、又は日本以外の国において申込者が類似の状態にある場合
 - (8) 申込者に対する弊社サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (9) 反社会的勢力である場合
 - (10) その他、弊社が申込みを承諾することが不相当であると認める場合

第 5 条 (委託業務)

ホームページを公開するサーバーは、弊社の指定する第三者のホスティングサービスを使用することで用意し、ホームページの独自ドメインは、弊社の指定する第三者のドメイン取得管理サービスを使用することで用意し、また、ホームページの制作は CMS 等のテンプレートを利用することを前提とします。その上で、弊社と本契約を締結している者（以下「本契約者」といいます。）は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」といいます。）を弊社に委託し、弊社はこれを受託します。ただし、下記に記載されていない内容については委託の範囲外とします。

- (1) 本契約者の依頼に応じて、弊社は第 6 条（委託料）第 1 項の表に定めた各プランに定められた修正回数を上限にホームページ更新作業を行うものとします。更新作業に必要な文言、画像、修正案に関しては本契約者が用意するものとします。また、下記に該当する作業はこの保守サービスに含まれないものとし、必要な場合は本契約者と弊社の協議の上、別途契約を締結するものとします。

ア 追加ページの作成

イ 本契約者が用意した画像の加工・修正

ウ 既存ホームページの大幅なレイアウト変更

エ ホームページへの機能追加(アップロード、編集及び閲覧を含むデータ管理、認証、予約、限定公開、ネットショップ、アプリケーション連携、SNS 連携、外部サービス連携、アクセス解析その他大幅な追加機能に類するもの)

オ SEO 対策のコンサルティング

- (2) ホームページ公開用途の弊社指定のホスティングサービス利用にかかる料金負担
- (3) ホームページの独自ドメインの更新にかかる料金負担

第 6 条 (委託料)

- 1. 本契約の委託料は、下記の表に定める各プランの金額とします。ただし、消費税は、別途、本契約者の負担とします。

なお、本契約が成立した月にかかる委託料は、本契約成立日からの日割り計算とします。

| サービスプラン | 料金額（税抜） |
|------------------|---------|
| コンテンツの修正回数 1 回/月 | 1,500 円 |
| コンテンツの修正回数 3 回/月 | 2,500 円 |

2. 弊社は、本契約者に対し 2 か月前までに通知することにより、本契約の委託料の価格を変更することができるものとし、当該通知の 2 か月後の日が属する月よりその効力が発生するものとしします。

第 7 条（支払条件）

1. 委託料の支払いは、本契約者は弊社に本契約の締結日から 10 日以内に、初回のサービス期間 3 ヶ月分(本契約締結日から起算して 3 ヶ月の期間)の費用全額を前払いにより支払うものとしします。
2. 本契約者は保守契約の更新を希望する場合、2 回目以降の支払いは、直前の前払いした期間が終了する前日までに、新たなサービス期間 3 ヶ月分の費用全額を前払いにより支払うものとしします。
3. 支払い方法については、弊社が指定する銀行口座に、振込み支払うものとしします。
4. 振込み手数料は、本契約者の負担としします。

第 8 条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間を 1 ヶ月としします。
2. 利用期間の起算日は本契約の締結日に基づくものとしします。
3. 1 ヶ月以内に途中解約した場合でも、本契約者は、弊社に最低利用期間までの利用料金を支払うものとしします。

第 9 条（通知義務）

本契約者及び弊社は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を電子メール又は文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により通知しなければなりません。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 振込先指定口座の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第 10 条（秘密保持）

1. 本契約者及び弊社は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとしします。ただし、弁護士、公認会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して当該情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合に

は、本項本文と同内容の義務を負わせることを条件として、自己の責任において必要最小限の範囲に限って当該情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政機関及び裁判所から当該情報の開示を求められた場合においても、自己の責任において必要最小限の範囲に限って開示することができます。

2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
 - (1) 相手方から開示を受けた時に既に自己が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時に既に公知となっている情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

第 11 条 (解約)

1. 本契約者は、弊社に対して解約の 20 日前までに電子メールによる通知又は「解約依頼書」の提出をすることにより、本契約を解約することができます。
2. 弊社は、次の各号のいずれか一つに該当したときは、本契約を解約することができます。
 - (1) 本契約者が弊社に第 7 条に定める支払日までに委託料の金額を支払わないとき
 - (2) 本契約締結時に本契約者が虚偽の記載および申告をしたとき
 - (3) 弊社の営業妨害及び利益に反する行為をしていると弊社が判断したとき
 - (4) 本サービスの利用方法、本サービス運営上支障を及ぼすこと弊社が判断したとき
 - (5) 6 ヶ月以上音信不通のとき
 - (6) その他弊社が本契約者として不相当と判断したとき
3. 本契約が解約された場合、弊社は、本契約者の利用するホームページのデータを弊社の管理するサーバーから削除するものとします。
4. 解約日以降に発生した独自ドメインの更新等にかかる料金は、本契約者の負担とします。
5. 本契約の解約をする場合、事前に本契約者が弊社に引継ぎ依頼を申し出ることにより、弊社は、本契約者に対し、解約日から 30 日以内に本契約者の利用するホームページのデータを引き渡し、ドメインの移管に協力するものとします。ただし、第 11 条第 2 項に該当する本契約の解約の場合、弊社は、本契約者に何らの通知、催告することなく、本契約者の利用するホームページのデータを弊社の管理するサーバーから削除するとともに、本契約者はドメインの所有権を失うものとします。これにより、本契約者に生じたいかなる損害に対しても、弊社は一切責任を負わないものとします。
なお、本契約者は、データの引き渡し及びドメインの移管を自らの責任のもとに行うものとし、ホームページのデータの引き渡し及びドメインの移管にかかる費用は、全て本契約者の負担とします。
5. 本契約者及び弊社が本契約を解約した場合、弊社は、本契約者に対し、委託料の前払い分の内、未経過分の契約期間にかかる残金を返金するものとします。

第 12 条（権利の譲渡等の禁止）

1. 本契約者は、利用契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分行為を行うことはできないものとします。
2. 弊社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本契約者は、かかる譲渡に予め同意します。

第 13 条（免責）

1. 本契約で特に定める場合などを除き、本契約者にかかる一切の損害を賠償しないものとし、本契約者は弊社にその損害についての請求をしないものとします。また、本契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、弊社にいかなる責任も負担させないものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用により生じる結果について、本契約者に対し本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
3. ホームページのサーバー及びホスティングは各サービスに依存するため、弊社はサーバー障害などによる通信障害やコンテンツの動作に対する不具合については、一切責任を負わないものとします。
4. 弊社は、ホームページによる売上、問い合わせ、アクセス数及び検索エンジン上位表示について、一切の責任を負わないものとします。
5. 弊社は、本契約者から提供されたデータ等の資料が第三者の資産である等、本契約者が提供した資料により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈に疑義が生じた事項については、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第 15 条（専属的合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021 年 12 月 11 日施行